

匿名化処理の考え方

(1) 匿名化処理とは

マイクロデータから世帯や個人の秘密の情報を知るということは、調査対象である調査単位(世帯や個人)とマイクロデータの対応関係を特定し、特定されたマイクロデータから調査単位の秘密に属する事項を知るということを意味する。どの調査事項が、秘密の情報に当たるかは一概には決めることができないし、時代とともに変化し、普遍的ではないと思われるので、匿名化処理とは、基本的には、調査単位とマイクロデータの対応関係を特定されないようにするということである。

(2) 対応関係

提供するマイクロデータには、氏名、住所などの直接的に世帯や個人が特定できる情報は付与されていないので、調査単位とマイクロデータの対応関係は、性別や年齢などの属性(識別情報)が同じかどうかで判断することになる。

全国の全調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、全調査単位について識別情報が分かる場合、識別情報が一致する調査単位とマイクロデータがそれぞれ1つしかない場合には同じ世帯や個人と判断でき、それぞれ複数ある場合はそのうちのいずれかと判断できる。実際のマイクロデータの提供の場合、一部の調査単位のマイクロデータが提供されていて、かつ、一部の調査単位の識別情報がわかるに過ぎず、このような状況では、対応関係を特定するのは現実的ではないと考えられる。

(3) 特定の可能性

特定の可能性を考えると、地域範囲が狭い場合には、調査対象が絞り込まれるので、識別情報を収集することが容易になり、マイクロデータの地域情報が詳細であれば、特定の可能性が高くなる。また、調査を受けていることが知られていると、その調査単位のマイクロデータに必ず存在することが分かるため、対応関係を特定される可能性が高まる。しかし、調査対象のリストは厳格に管理されており、外部の者が調査を受けている調査単位を知る可能性は低く、調査時から数年が経過すれば外部の者が知ることは不可能と言える。

しかし、特殊なデータのときに、特定の可能性は高くなる。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いるというような世帯の数は少ないので、母集団のある個別の世帯に対応するデータ数が少なくなり、そのどれに当たるか決定するのが比較的容易になる。また、複数の属性の特殊な組合せも特定の可能性が高くなる。これに対し、標準的な対象の場合には同じ条件のデータが多数出現することになるので、特定の可能性は比較的低いものとどまる。

(4) 識別情報

調査対象である調査単位とマイクロデータの対応関係を特定しようとするときに用いる識別情報とは、提供するマイクロデータに含まれていて、かつ、統計調査以外からも知ることができる情報である

個人又は世帯を対象とした統計の場合、比較的容易に入手できる識別情報としては、外観からでも把握できるような基本的な属性が考えられ、例えば、県、市町村などの地域情報や、世帯員数、世帯員の性別、住宅の大きさなどが挙げられる。このほか、自宅で営業

している世帯であればその産業・職業を知ることができるし、子供の年齢は通学している学年で分かると思われる。ただし、これらの情報だけでは、一般には対応関係を特定することはできない。また、これらの情報の収集は比較的簡単ではあるが、多数の調査単位について情報を収集しようとするれば大きな作業量を必要とする。

実際の問題としては、時間が経つとともに識別情報を正確に知ることは難しくなる。提供されるマイクロデータは数年前の調査の結果であり、そのときに個々の調査対象がどのような属性を有していたか知ることは、たとえ世帯の基本的な属性であっても難しい。既存のリストのようなものの場合も、そのリストとマイクロデータの時点が一致していないと対応関係の特定には多くの誤りが生じることになる。

(5) 特定の試み

匿名化処理の方法を決めるときには、現実にはどのような危険があるかについても考えておく必要がある。最近、個人情報の流出がよく問題となるが、そのような例では、住所（メールのアドレス等も含む）、氏名などが流出しており、それは、商業目的などにそのまま利用できる。しかし、統計情報の場合、住所、氏名が流出することはあり得ない。また、前述のとおり、特殊な対象の場合には特定の可能性が比較的高くなるが、多くの標準的な対象の場合には特定の可能性は比較的低いものにとどまる。一部の対象についてだけ特定できたとしても、商業目的での利用価値は少ないであろう。したがって、対象を特定しようとするような試みが、最近問題になっているような商業目的で行われる可能性は低いものと考えられる。そもそも、数年前の統計情報では利用する価値もないであろう。

しかし、もし対象を特定するような試みが実際に行われたら、それはマイクロデータ提供の危険性、ひいては統計調査の危険性を指摘するものとして利用されてしまうであろう。ところが、絶対的な匿名性を担保しようとする、ドイツでの経験のように提供できる情報が極めて限られてしまう。したがって、この問題は匿名化処理だけで対策を考えるべきものではなく、そのような試みを行うこと自体を制限しておくことが必要となる。このため、データを提供するときには、利用目的を限定し、データの管理を適正に行わせることを義務付けておかななくてはならない。

注：ドイツは、1980年の連邦統計法で「絶対的な匿名化」条項によるマイクロデータの提供を行ってきたが、多くの情報が失われることになり、科学研究の要求に応じられず、ほとんど利用されなかった。そのため、1987年の連邦統計法ではマイクロデータが莫大な時間や経費をかけない限り識別できないという「事実上の匿名性」の概念に法規定を改正している。

匿名化処理の技法

(1) 匿名化処理の技法

対応関係を特定しにくくする匿名化処理の方法としては、下記のような方法がある。

① 識別情報等の削除

対応関係を特定する危険性の高い識別情報である、世帯や居住地を直接的に特定できるような情報を削除する方法である。

② 識別情報のトップ・コーディング

対応関係を特定できる可能性が高くなる特殊な属性を、まとめる方法である。例えば、100歳以上の高齢者がいる世帯や世帯員が10人いる世帯の数は少ないので、対応関係を特定しやすくなるので、特に大きい値や小さい値を「〇〇以上」、「〇〇以下」というようにまとめる。海外では、トップ・コーディングされるのが対象全体の0.5%以上としている例などがある。

③ 識別情報のグルーピング

特定の値をグループ分けして階級区分に変更する方法である。例えば、年齢を例にすると、22歳ではなく、21～25歳とする方法である。また、市町村コードなどの地域情報の場合は、外部の者にも把握しやすい情報であること、対応関係を調べなくてはならないデータの範囲を限定できることなどから特に注意が必要となる。海外では、人口10万人未満の地域区分は提供しないなどの基準が設けられている例などがある。

④ リサンプリング

マイクロデータをすべて提供するのではなく、そこから抽出した一部のマイクロデータだけを提供する方法である。この方法によれば、提供するマイクロデータが少なくなるので、対応関係を特定できる可能性を低下させることができる。

また、特定できたとの主張に対し、特定できたと考えることが適当ではないと主張する方法でもある。

⑤ ミクロデータのソート

マイクロデータの配列順を並べ替えることでランダムにし、対応関係を探り出すことができないようにする方法である。

別の概念からの匿名化処理の技法としては、マイクロデータから正確な対応関係を知ることができないようにする方法がある。具体的には、マイクロデータを加工して正しくないものにしてしまう方法である。

① スワッピング

任意の2つの調査単位の間で、一部の調査事項の値を入れ替える方法である。

② 誤差の導入

マイクロデータの一部の調査事項（識別情報又は秘密の情報自体）に誤差を導入する方法である。

(2) 匿名化処理の方法の決定

上記のような問題があるものの、実際に海外で行われている匿名化処理の方法をみるとかなり詳細なデータをそのまま提供しているのが普通である。匿名化処理は、論理的に可能性だけを考えると極めて厳しく行わなくてはならないことになるが、実際には、秘匿の必要性や利用面も考慮して現実的な判断の下で決定している。

そのような現実的な判断を行うために、海外では権威ある委員会などが処理の方法を最終承認する方式をとっている。我が国においても同様の手続きを踏むべきであり、試行的提供では、統計局の「匿名標本データ作成・利用研究会」の承認を得ている。

匿名化処理の目安

1 地理的情報について

- (1) 地理的情報としては、地域内に最小でも人口 50 万人以上いなければならない。
- (2) 直接的な地理的情報以外で、地理的情報が明らかになる項目（例えば、サンプリング情報など）についても、上記(1)の最小人口 50 万人の基準に適合させなければならない。
- (3) 地域分析用として、人口 50 万人未満の地理的情報を提供するような匿名データを作成する場合には、他の識別情報などの匿名化の程度を高めなければならない。
- (4) 入手可能な外部情報により、ある特定の種類の施設であることが明らかになるようなことがないようにしなければならない。

2 個人・世帯の識別情報について

- (1) 氏名、住所など個人又は世帯を直接的に識別できる情報は削除されなければならない。
- (2) 間接的に個人又は世帯を識別できる情報、例えば年齢、世帯人員、居住室数などの情報については、年齢の高い個人、世帯員数が多い世帯、居住室数の多い住宅など特定される可能性が高い場合、トップコーディング、グルーピングまたは削除を施す必要がある。トップコーディングにおいては、母集団（個人又は世帯）全体の 0.5%を目安にすることが望ましい。
- (3) 少数の特定の集団を対象とする場合、トップコーディングの基準を 3～5%にすることを考慮すべきである。
- (4) トップコーディングするデータ項目については、その情報（平均値や中央値など）を明らかにすることが望ましい。
- (5) 世帯単位のデータを提供する場合、調査単位が特定されないことがないように、必要があれば、匿名化を考慮する必要がある。

3 誤差（ノイズ）

- (1) ミクロデータに誤差を加えることによって、調査データと外部情報との対応関係を特定する可能性を低めることができる。他に適当な匿名化の技法がない場合には、研究・分析上の有用性を損なわない範囲で誤差を付加することを考慮すべきである。
- (2) 誤差を加える方法としては、①乱数による誤差の付加（random noise）、②調査単位間の調査情報の交換（swapping）、③ブランク（blank）への置換え又は補定（imputation）がある。

4 リサンプリング

ミクロデータを全て提供する場合は、その一部を提供する場合に比べて、調査単位の特定の可能性が高くなる。例えば、ある人が調査を受けたことがわかっている場合には、ミクロデータの中に必ずその人のデータがあるはずとの前提で探すことができる。したがって、必要に応じて、ミクロデータの全てではなく、一部のデータだけを提供することを考慮すべきである。

5 外部ファイルとのマッチングの可能性

- (1) ミクロデータと外部の既存ファイルのデータを突き合わせるにより調査単位が識別されるような可能性があれば、それを回避するための措置をとらなければならない。
- (2) 調査のための標本フレームが、国勢調査の母集団情報以外の情報によって提供されている場合には、調査データと標本フレームの元の情報とを一致させることが可能となるおそれがあるので、事前に回避する措置をとらなければならない。

6 その他の問題

- (1) データの一連番号、データの並び順によって、およその地域範囲が推測されるおそれがあるので、削除、付替え又は並べ替えをするべきである。
- (2) サンプリングに関する情報によっては、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになるおそれがあるので、そのような情報は削除すべきである。
- (3) 秘密の情報のうち秘匿の必要性の高い調査項目については、その調査項目自体についてグルーピング、削除等の匿名化を施す必要がある。
- (4) 時間の経過とともに、調査データを外部情報と照合することは困難になる。提供時期は調査時点から最低限2年間以上は離すべきである。

匿名データのチェックリスト（世帯調査用）（案）

匿名データを作成する統計データの名称および年次

統計調査名： 調査年：

1 地理的情報

(1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

①地理情報のレベル： ②地理情報の加工の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※②が「有」場合は、加工後の地域区分、人口、世帯数が分かる資料を添付してください。

(2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法について具体的に記載してください。

(3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地理情報のレベル：

(4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。

特定の種類の施設の情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。
--

2 世帯の識別情報

(1) 世帯の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

- (3) 世帯単位のデータを提供することに対応して特別な匿名化措置を行っていますか。

特別な措置：	<input type="checkbox"/> 行っている	<input type="checkbox"/> 行っていない
※「行っている」場合、具体的な方法を記載してください。		

3 個人の識別情報

- (1) 個人の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

- (2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

4 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加：	<input type="checkbox"/> 採用している	<input type="checkbox"/> 採用していない
※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。		

5 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング：	<input type="checkbox"/> 行っている	<input type="checkbox"/> 行っていない
※「行っている」場合		
抽出方法：		
抽出率：		

6 外部の情報

- (1) 個人・世帯を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： 有 無

※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。

- (2) 母集団情報として利用している情報は何か。

国勢調査の調査区名簿

行政記録から作成した名簿（行政記録の名称： _____）

その他（具体的に記載 _____）

※母集団情報を取扱う者の範囲等、特記する事項があれば記載してください。

7 その他

- (1) データの一連番号、データの並び順について、何らかの匿名化措置を施していますか。

実施している 実施していない

※「実施している」場合、匿名化措置の方法を記載してください。

- (2) サンプル情報によって、地理的情報以外に特定の地域や集団であることが明らかになる可能性はありますか。

- (3) 提供時期と調査時点とはどの程度の期間が開いていますか。

- (4) そのほか、データを匿名化するに当たり、措置していることがありますか。

匿名データのチェックリスト（事業所・企業調査用）（案）

匿名データを作成する統計データの名称および年次

統計調査名： 調査年：

1 地理的情報

(1) 提供するファイルにはどのレベルの地理的情報が含まれていますか。匿名化のために地理的情報を加工していますか。

①地理情報のレベル： ②地理情報の加工の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※②が「有」場合は、加工後の地域区分、事業所・企業が分かる資料を添付してください。

(2) 直接的な地理的情報以外に地理的情報が明らかになるような情報がありますか。

地理情報以外の地理的情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、該当する項目、当該項目に含まれる地理的情報の詳細、加工の方法について具体的に記載してください。

(3) 地域分析用に詳細な地理的情報を提供していますか。提供している場合、どのレベルの地理情報が含まれていますか。

地域分析用の地理情報提供の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地理情報のレベル：

(4) ある特定の種類の施設であることが明らかになることはありますか。

特定の種類の施設の情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、その項目名、秘匿の有無、秘匿方法を具体的に記載してください。
--

2 事業所又は企業の識別情報

(1) 事業所又は企業の識別情報として考えられるデータ項目を挙げてください。

--

(2) それぞれの識別情報について、どのような匿名化措置を行っていますか。また、母集団に対する割合はどのようになっていますか。

匿名化措置の方法（項目ごとに記載してください）	
項目：	方法：
※当該項目について、匿名化の水準の議論を可能とするよう当該事項の分布を示す資料及び匿名化の対象となる集団の母集団に対する割合が分かる資料を添付してください。	

3 誤差（ノイズ）

匿名化措置として、誤差を付加する方法を採っていますか。誤差を付加する方法を採っている場合には、その方法を記載してください。

誤差の付加： <input type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない
※「採用している」場合、具体的な方法を記載してください。

4 リサンプリング

匿名化措置として、リサンプリングをしていますか。リサンプリングをしている場合には、その抽出方法と抽出率を記載してください。

リサンプリング： <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない
※「行っている」場合
抽出方法：
抽出率：

5 外部の情報

(1) 事業所・企業を特定できる可能性のある外部の情報は存在しますか。

外部情報： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※「有」の場合、外部の情報について具体的に記載してください。

匿名データの提供依頼申出書（学術研究目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

提供依頼申出者

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

（代理人）

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分 <input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> その他→（具体的に _____ ） ※どちらか一方を選択する。		
	① 学術研究の名称		
	② 学術研究の必要性の目的		
	③ 学術研究の内容及び学術研究で利用する方法		
	④ 匿名データから作成する統計の内容		

	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
	<p>⑤ 学術研究の実施期間</p>
	<p>(2) その他の利用目的</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p style="text-align: right;">※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p>
	<p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法:</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 100px;"> <p style="text-align: right;">予定日 年 月</p> </div> <p style="text-align: right;">※ 予定している全てのものを選択する。</p>
3 匿名データの提供希望 年月日	(年月日)
	(理由)
4 匿名データの利用場所、 保管場所及び管理方法	(利用場所、保管場所)
	<p>(管理方法)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所 (匿名データファイルの保管を含む) は、施錠可能な物理的なスペースに限定される。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 上記スペースから匿名データが持ち出されない。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時のコンピュータの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用するPC等に、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータに匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ その他 ()</p> <p style="text-align: right;">※ 該当するものをすべてチェックする。</p>
5 匿名データの利用期間	<p>自 平成 年 月 日</p> <p>至 平成 年 月 日</p>

6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官(監督者)、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること ※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること				
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ ※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること	(現に提供を受けている匿名データ)			
	(今後提供を依頼する予定の匿名データ)			
8 匿名データの提供の方法等	(1) 提供の方法(媒体) <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ※ 希望する提供媒体をチェックする。			
	(2) 送付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 送付を希望 <input type="checkbox"/> 直接受取りを希望			
9 提供機関等の設定事項欄	(1) 設定事項1 (例示) 連絡担当者……………様式中には規定しません。 ① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail (2) その他設定事項			

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。
 なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「匿名データの提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している匿名データの提供の方法(格納する媒体等)を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼申出書（高等教育目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

提供依頼申出者

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

（代理人）

所属及び職名

氏名

（署名又は記名押印）

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

住所

生年月日

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	(1) 直接の利用目的の区分		
	<input type="checkbox"/> 高等教育 → (利用する大学、研究科・学部学科等の名称))		
	<input type="checkbox"/> その他 → (具体的に))		
	※どちらか一方を選択する。		
	① 授業科目の名称		
② 授業科目の目的			
③ 授業科目の内容、授業科目で匿名データを利用する必要性及び授業科目で利用する方法			
④ 匿名データから作成する統計の内容			

	⑤ 授業科目の実施期間
	<p>(2) その他の利用目的</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p style="text-align: right;">※ (1) 及び (3) に記載した利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p>
	<p>(3) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的な公表方法: 予定日 年 月)</p> <p style="text-align: right;">※ 予定している全てのものを選択する。</p>
3 匿名データの提供希望 年月日	(年月日)
	(理由)
4 匿名データの利用場所、 保管場所及び管理方法	(利用場所、保管場所)
	<p>(管理方法)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所 (匿名データファイルの保管を含む) は、施錠可能な物理的なスペースに限定される。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 上記スペースから匿名データが持ち出されない。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 匿名データの利用時に匿名データの利用場所に存在する者が制限される、又は、何らかの確認行為が行われる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時のコンピュータの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態としない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを使用するPC等に、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータに匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ その他 ()</p> <p style="text-align: right;">※ 該当するものをすべてチェックする。</p>
5 匿名データの利用期間	<p>自 平成 年 月 日</p> <p>至 平成 年 月 日</p>

6 匿名データを取扱う者 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官（監督者）、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること ※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを扱う者の氏名、所属等を記載すること				
7 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ ※ 他府省等所管のものを含み、かつ、利用期間が本申出に係るものと重なるものについて記載すること	(現に提供を受けている匿名データ) (今後提供を依頼する予定の匿名データ)			
8 匿名データの提供の方法等	(1) 提供の方法（媒体） <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R ※ 希望する提供媒体をチェックする。 (2) 送付の希望の有無 <input type="checkbox"/> 送付を希望 <input type="checkbox"/> 直接受取りを希望			
9 提供機関等の設定事項欄	(1) 設定事項 1 (例示) 連絡担当者……………様式中には規定しません。 ① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail (2) その他設定事項			

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。
 なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「匿名データの提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している匿名データの提供の方法（格納する媒体等）を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添〇参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼申出書（国際比較目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長

届出独立行政法人等 殿

受託独立行政法人等

提供依頼申出者

法人その他団体名
 連絡先郵便番号
 所在地
 代表者名 (署名又は記名押印)
 住所
 生年月日
 連絡先電話番号
 連絡先e-mail

(代理人)

所属及び職名
 氏名 (署名又は記名押印)
 連絡先郵便番号・所在地
 連絡先電話番号
 連絡先e-mail
 住所
 生年月日

統計法第36条の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)
2 匿名データの利用目的等	<p>(1) 直接の利用目的の区分</p> <p><input type="checkbox"/> 日本国が加盟する国際機関での国際比較統計の作成等</p> <p><input type="checkbox"/> 日本国が加盟する国際機関以外であり、国際比較統計を作成し、これを提供</p> <p><input type="checkbox"/> その他→ (具体的に)</p> <p style="text-align: right;">※ どれかを選択する。</p> <p>① 事業の名称</p> <p>② 事業の必要性</p> <p>③ 事業の内容、利用する方法</p> <p>※ 当該事業の具体的な内容（事業形態、外部委託の有無などを含む）、匿名データを利用する方法について明確に記載する。</p>		

<p>9 提供機関等の設定事項欄</p>	<p>(1) 設定事項 1 (例示) 連絡担当者……………様式中には規定しません。</p> <p>① 所属及び職名 ② 氏名連絡先 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail</p> <p>(2) その他設定事項</p>
----------------------	---

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」、「職名」を記載する。
なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 「匿名データの提供の方法」には、行政機関の長、届出行政法人又は受託独立行政法人等が提示している匿名データの提供の方法（格納する媒体等）を記入すること。
- 4 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添○参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名 殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾します。また、匿名データの提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びにファイル数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 提供時期及び利用期間
- 4 手数料の額
- 5 手数料の納付方法
- 6 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、平成 年 月 日までに統計法施行令第13条第3項、統計法施行規則第16条で準用する第12条第2項に基づき作成した依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名

殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付匿名データの提供に係る申出について、以下の理由により承諾できないので、その旨通知します。

理由

- 1
- 2
- 3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 学術研究目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる学術研究の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 高等教育目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる授業科目の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第36条 国際比較目的関係)

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

平成 年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる事業の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、 年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供等利用規約

平成 年 月 日
〇〇省〇〇決定

(総則)

- 第1条 匿名データの提供依頼申出者及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者（以下「利用者」という。）及び匿名データの提供を行う〇〇省（以下「提供者」という。）は、この規約に基づき、依頼書等（匿名データの提供に係る提供依頼申出書及び添付書類並びに匿名データの提供を求める依頼書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この規約及び依頼書等を内容とする使用契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 利用者は、匿名データの提供を求める依頼書を提出するとともに、提供者が匿名データ提供のための作業に要する実費を勘案し決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、提供者は、匿名データの提供を求める依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。
- 3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、提供者がその責任において定める。
- 4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して利用者と提供者で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(管理)

- 第2条 利用者は、借受けた匿名データを提供者に返却するまで、善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

- 第3条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各項に掲げる制限を受けるものとする。
- 一 匿名データは依頼書等に記載した範囲内での利用に限定し、依頼書等に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
- 二 匿名データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究を行わないこと。

(作業委託)

- 第4条 利用者は、匿名データを利用した研究分析を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後は速やかに匿名データ及び中間生成物を返納又は消去させなければならないものとする。

(依頼書等の変更)

- 第5条 利用者は、自己の都合により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、提供者に申出を行い、承諾を得るものとする。
- 2 利用者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより、提供者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 3 前2項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(欠陥及び障害等)

第6条 利用者は、匿名データ借受け後、直ちにその物理的障害の有無等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害を発見したときは、直ちに提供者に申出ることとする。

2 前項において、利用者はデータの受取後14日以内に、提供者に対してデータファイル等の交換を要求できるものとする。その際、利用者は提供者に当該データを返却し、提供者が障害の有無を確認した上で交換に応じるものとする。

(利用期間)

第7条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

2 前項において、期限を越えて匿名データを利用する必要が生じた場合は、期限内に提供者に延長の申出を行い提供者の承諾を得るものとする。

3 提供者は、利用者における利用期限が超過した場合（利用者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなかった場合を含む）は、利用者に対し速やかに当該匿名データを返却するよう求めるものとする。

(監査)

第8条 利用者は、匿名データの利用状況について提供者等が利用者に対して監査を行う場合、これを拒まないものとする。

2 前項の監査を行う場合、提供者等は監査を行う旨を必要に応じて事前に利用者へ通知するものとする。

(履行期限の延長)

第9条 提供者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、利用者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 利用者は、前項の申出があったときは、提供者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第10条 利用者は、災害または事故により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに提供者へ報告するものとする。

2 前項において、再度提供を希望する場合は、提供者と協議の上、手続き等を行うものとする。

3 利用者は、前2項のほか、自らの不注意などにより匿名データを紛失したり、情報が漏洩していることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は提供者に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第11条 利用者は、匿名データの利用期間終了後、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は中間生成物を消去し、データ措置報告書を添えて、電子媒体を提供機関等へ返却する。また、利用実績報告書により提供者へ利用実績を報告する

2 利用者は、利用期間終了前に提供者が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。

3 死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、速やかに匿名データを返却すること。

(成果の公表)

第12条 利用者は、匿名データを利用した成果を、提供者が定める期間以内に公表しなけ

ればならない。

- 2 当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 3 第1項において、期間内に公表できない場合は、提供者にその理由及びその時点における成果を報告し、提供者が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。

(解除)

- 第13条 提供者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。
- 一 利用者に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき
 - 二 重大な過失又は背信行為があったとき
 - 三 依頼書等の不実その他利用者の帰責により契約を解除することが適当と提供者が認めるとき
- 2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

- 第14条 利用者が法令及び本規約に違反したと認められた場合、法令に定める罰則の他、提供者は以下の措置を講ずるものとする。
- 一 違反が認められた時点で利用者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。
 - 二 別表の各号に定める期間、委託による統計の作成等、匿名データの提供及び調査票情報の提供の申出を受付けないこと。
 - 三 違反の情報を統計法に基づく統計調査を所管する全ての行政機関、届出独立行政法人等及び受託独立行政法人等で共有すること。
- 2 利用者が、他の行政機関、届出独立行政法人等又は受託独立行政法人等から法第33条に基づく調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供又は法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供を受けており、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則の他、当該規約又は契約も定める措置が講じられた場合は、提供者は本提供についても前項第一号の措置を講ずるものとする。
- 3 利用者は前2項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

- 第15条 利用者が匿名データの利用により受けた不利益もしくは損失について、提供者は利用者に対し責任を負わないものとする。ただし、提供者が本規約に違反した場合、当該匿名データに提供者の故意または重過失による瑕疵が認められた場合は、提供者は利用者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。
- 2 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

- 第16条 利用者と提供者は、本規約に定めのない事項及び本約款に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別表

措置要件	期間
① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
③ 匿名データを紛失した場合	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
④ 匿名データの内容が漏洩した場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
⑥ その他、法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって提供者が定める期間

匿名データの利用に係る誓約書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)

《匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称》によって《統計調査名》の匿名データを使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

所属	職名	氏名
_____	_____	_____ (署名又は記名押印)
_____	_____	_____ (署名又は記名押印)
_____	_____	_____ (署名又は記名押印)

記

- 1 別添の利用規約に同意すること。
- 2 提供された匿名データを提供依頼申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
- 3 提供された匿名データは、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- 5 利用期限終了後は、提供された匿名データを必ず返却すること。
- 6 提供を受けた匿名データにより作成した統計等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間成果物として消去し、利用は行わないこと。
- 7 研究成果の公表に際しては、統計法に基づいて関係の府省から匿名データの提供を受けた旨を明記するとともに、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、行政機関又は届出独立行政法人等が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 8 提供された匿名データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、提供者の責任は一切問わないこと。
- 9 提供された匿名データについて、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- 10 その他匿名データの利用に際しては、提供者の指示に従うこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

所属等変更届出書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付 { 委託による統計の作成等 } に係る申出書等につきましては、{ 申出者 }
{ 匿名データの提供 } { 利用者 }
の { 所属 } に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。
{ 住所 }
{ 連絡先 }
{ 利用者の姓 }

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの利用期間延長依頼申出書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付匿名データの提供に係る申出書のうち、利用期間について延長の依頼を以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
匿名データの使用期間	<変更前> 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	<延長後> 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付匿名データの提供に係る申出書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申出ます。
なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、平成 年 月 日付申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	平成 年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出内容の変更に対する承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名 殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼
提供依頼申出書の記載事項変更依頼 } の申出
について承諾します。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次並びに件数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称
- 3 手数料の再納付について

再納付の必要なし

再納付が必要 → 再納付する手数料の額 (納付期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書と必要な書類の提出及び指定された納付方法による手数料の支払いを納付期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供依頼の申出内容の変更に対する不承諾通知書

文 書 番 号
平成 年 月 日

所属及び職名
氏名 殿

行政機関の長
届出独立行政法人等
受託独立行政法人等

平成 年 月 日付 匿名データの提供に係る { 匿名データの利用期間延長依頼
提供依頼申出書の記載事項変更依頼 } の申出

については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

データ措置報告書

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

提供依頼申出者 所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

【匿名データ用いて行う学術研究、授業科目又は事業の名称】のため、平成〇年〇月〇日付け匿名データの提供に係る申出書の承諾により提供を受けた匿名データの使用が終了し、コンピュータ等に複写した匿名データ及び中間生成物等のデータをすべて消去したので申出ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（学術研究目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け {委託による統計の作成等} に係る依頼書により提供を受けた {統計成果物} {匿名データの提供} {匿名データ}

による学術研究が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 学術研究の成果の概要	(1) 学術研究の名称
	(2) 学術研究の実施期間
	(3) 学術研究の成果の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 学術研究の成果の公表の取扱い 論文 (名称:) 報告書・書籍 (名称:) 学会・研究会等で発表 (名称:) 学会誌等に掲載 (名称:) その他 { }
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により研究が中断した場合など「学術研究の成果の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（高等教育目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け { 委託による統計の作成等 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 }
{ 匿名データの提供 }

による教育が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 教育内容の概要	(1) 授業科目の名称
	(2) 授業科目の実施期間
	(3) 授業科目の内容の概要
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。 (4) 教育内容の公表の取扱い 論文 (名称:) 報告書・書籍 (名称:) 学会・研究会等で発表 (名称:) 学会誌等に掲載 (名称:) その他 { }
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により教育が中断した場合など「授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した教育の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（国際比較目的関係）

平成 年 月 日

行政機関の長
届出独立行政法人等 殿
受託独立行政法人等

所属及び職名
氏 名 (署名又は記名押印)
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

平成 年 月 日付け匿名データの提供に係る依頼書により提供を受けた匿名データによる

{ 事業が完了 } したので、下記のとおり報告します。
{ 事業について一定期間が経過 }

記

1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの	
2. 事業の成果の概要	(1) 事業の名称
	(2) 事業の実施期間
	(3) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データも用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要
	(4) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データも用いて行った国際比較統計等の提供状況の公表の取扱い
※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。	
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。	

備考

- 1 やむを得ない理由により事業が中断した場合など「匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データも用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した事業の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考)

統計法（抄）

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、

その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。
- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の適正な管理)

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報

三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(守秘義務)

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
- 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

統計法施行令（抄）

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

(手数料の額等)

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円

ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円

ハ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミ

- リメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 一枚につき百円
- ニ 光ディスク (日本工業規格 X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付一枚につき百二十円
- 三 統計成果物の送付に要する費用 (当該送付を求める場合に限る。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額
- 2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 請求一件につき千八百五十円
- 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき八千五百円
- 三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円
- ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円
- ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円
- 四 匿名データの送付に要する費用 (当該送付を求める場合に限る。)
- 3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。
- 一 社会保険庁長官又は特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合
- 二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長 (社会保険庁長官及び特許庁長官を除く。) が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合
- 三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

統計法施行規則 (抄)

(委託による統計の作成等に係る手続等)

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者 (以下「委託申出者」という。) は、次に掲げる事項を記載した書類 (以下「委託申出書」という。) に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等

(これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者(委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この項及び次項において「法人等」という。))であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所
 - 二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
 - 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 - 四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
 - 五 委託に係る統計の作成等の内容
 - 六 統計成果物の利用目的
 - 七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料(以下「委託申出書等」という。)に記載されている委託申出者(委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。
- 第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定

める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。

3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。

ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。

ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。

ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。

ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

（匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用）

第十六条 第十一条から第十四条までの規定は、法第三十六条の規定により匿名データを提供する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と、第十一条（第一項各号列記以外の部分を除く。）から第十三条までの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条の前の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
第十一条第一項各号列記以外の部分	法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）	提供依頼申出者
	この条から第十三条まで	第十六条において準用するこの条から第十三条まで
	委託の申出	依頼の申出
第十一条第一項第一号	この項及び次項	第十六条において準用するこの項及び次項

第十一条第一項第四号	統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項	匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項
第十一条第一項第五号	委託に係る統計の作成等の内容	匿名データの使用場所及び管理方法
第十一条第一項第六号	統計成果物	匿名データ
第十一条第一項第七号	前各号	第十六条において準用する前各号
	前条第一号又は第二号	第十五条各号
第十一条第二項各号 列記以外の部分	前項	第十六条において準用する前項
第十一条第三項	第一項	第十六条において準用する第一項
第十二条第一項	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項
	統計の作成等	匿名データの提供
第十二条第二項	前項	第十六条において準用する前項
	統計の作成等の実施	匿名データの提供の実施
	当該統計の作成等に係る契約を行うために	定める匿名データの取扱いに関する事項(使用後にとるべき措置に関する事項を含む。)を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が
第十二条第三項	前項	第十六条において準用する前項
第十三条第一項	統計成果物	匿名データ
	学術研究又は教育が終了したとき	学術研究、教育又は国際比較が終了したとき(国際比較を行う場合であつて、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき)
	又は教育内容の概要	、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況
第十三条第二項	統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない	匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする
第十三条第三項	統計成果物	匿名データ
	又は教育内容	、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況

	公表するものとする	公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする
第十四条	前条第一項	第十六条において準用する前条第一項